

令和 8 年度 袋井市一般廃棄物処理実施計画

1 基本方針

廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容リ法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の趣旨により、廃棄物を衛生的に処理するため、以下についてその推進を図り、生活環境を清潔に維持し、公衆衛生の向上と市民の福祉増進に努める。

2 一般廃棄物の発生量及び収集量の見込み

袋井市における令和 8 年度のごみ処理と生活排水処理の実績見込みは、次のとおりとする。

ア 総排出量 23,345t

（1 人 1 日あたりの家庭からの可燃ごみ排出量 425g／人日）

イ 汚水処理人口普及率 86.9%

3 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

（1）市において講ずべき方策

ア 補助制度

（イ）古紙等資源集団回収事業奨励金交付制度

家庭から排出される古紙、古布を集団回収する団体に対し、1 kg 当たり 4 円の奨励金を交付することにより資源回収を促進する。

（イ）ごみ集積所設置等補助金交付制度

燃やせるごみ集積所の設置又は修繕を行う自治会に対し、費用の 2 分の 1 以内で、150,000 円を限度として補助する。

イ 燃やせるごみ

（イ）ごみの減量化

温室効果ガスの削減やごみの減量に向けて、ごみさんまる運動を推進する。

（イ）生ごみの水切り・堆肥化の奨励

食品ロスの削減、生ごみの水切り、生ごみを分解するコンポストを活用した生ごみ堆肥化や生ごみ処理器の普及拡大を目指し、広報やホームページ、イベント、講習会等を実施し、市民に広く周知する。

（ウ）事業系一般廃棄物の排出抑制

1 月あたり 1 トン以上の一般廃棄物を排出する事業者を対象に、一般廃棄物管理責任者の選任や一般廃棄物減量計画書の届出を義務付け、ごみ減量の取り組みを推進する。

ウ 資源ごみ・埋立ごみ

（イ）拠点回収

自治会ごとの収集日にごみを出すことができない市民の利便性を図るために、下記のとおり集積所を設けて回収を行う。

回 収 日	場 所	時 間	回収するもの
毎週日曜日 (年末年始等を 除く)	中遠クリーンセ ンター多目的広 場 東側駐車場 (袋井市岡崎 6 6 3 5 番地の 1 9 2)	午前 9 時～11 時	缶、びん、金物・小型電 化製品、資源プラスチック、ペ ットボトル、革製品・その他 プラスチック・スポンジ等、廃 食用油、電池類、蛍光灯、 がれき類、ライター、古 布(衣類のみ)、パソコン、 携帯電話
毎週月～金曜日 (祝日・年末年始 を除く)	容器包装資源化 センター 【(株)袋井清掃】 (袋井市豊沢 1 9 0 5 番地の 1)	午前 9 時～12 時 午後 1 時～ 4 時	上位品目のうち、 革製品・その他プラスチック・ スポンジ等、がれき類(れ んが、ブロック等の大型 の物)、古布を除く
毎週土・日曜日 (年末年始等を 除く)		午前 9 時～12 時	

(イ) 資源ごみ・埋立ごみの分別表の配付

「資源ごみ・埋立ごみの分別表・収集日程表」を市内全世帯に配付すること
で、分別方法や収集日を周知し、ごみの減量化及び再資源化を推進する。

また、ポルトガル語版・英語版・ベトナム語版も作成し、関係者に配付する。

(ウ) 粗大ごみの収集方法

粗大ごみは自己搬入のほか、高齢者や自家用車を有していない世帯について
は、有料にて市内の許可業者が戸別に収集する。

エ 資源化

(ア) 古紙・古布・革製品等の資源化

市民団体による資源回収を引き続き支援するとともに、燃やせるごみとして
処分されている菓子箱などの紙類をリサイクルするよう資源ごみの品目に「雑
がみ」を加え、広報やホームページ、イベント等で市民に周知する。また古布
の回収については、民間の回収場所がない地区に設置して回収量の増加を目指
す。

(イ) 廃食用油の資源化

家庭から排出される廃食用油を回収し、BDF（バイオディーゼル燃料）等
として、市内ごみ収集車の燃料に利用する。

(ウ) 刈草、剪定枝等の資源化

可燃ごみの削減を図るため、市民へ民間のリサイクル施設への搬入を周知す
るほか、自治会への草木回収コンテナの設置や草木回収所での草木回収を行
い、刈草・剪定枝等をバイオマス燃料等として利用し、資源化を図る。

オ 環境活動及び環境学習

(ア) 袋井市環境対策委員会の開催

一般廃棄物の削減、資源化及び適正処理の推進に関する事項その他必要な事項について協議する。

(イ) 環境美化指導員・推進員の配置

自治会連合会ごとに環境美化指導員を、また、自治会ごとに環境美化推進員を配置し、地域におけるごみの減量化及び再資源化に向けた啓発活動を行う。

(ウ) 市民環境ネットふくろい活動の推進

市民と行政との協働により環境負荷の少ない資源循環型社会を形成するため、平成 19 年 1 月に発足した「市民環境ネットふくろい」の活動を通してごみの減量化及び再資源化を推進する。

(エ) 出前 E C O 教室の開催

ごみの分別・減量・リサイクルに対する理解を深めるために、小中学校やコミュニティセンター学級などにおいて、ごみの収集業者等とともに出前講座を開催する。

(2) 市民において講ずべき方策

廃棄物の排出抑制のため、市が進める施策に協力するとともに、廃棄物の再生利用や分別を推進し、なるべく資源として有効活用するよう努める。

(3) 事業者において講ずべき方策

廃棄物の排出抑制のため、市が進める施策に協力するとともに、事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努め、製品、容器等が廃棄物になった場合において適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努める。

4 分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分等

分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物を除く一般廃棄物をいう。

(2) 一般廃棄物の分別の区分

区 分	内 容
燃やせるごみ	台所の生ごみ、紙くず、革製品・その他プラスチック・スポンジ等、汚れが取れないプラスチック製容器包装やペットボトル等
資源ごみ	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶・ガス缶、びん（白・透明、茶、その他）、金物・小型電化製品、革製品・その他プラスチック・スポンジ等、資源プラスチック、ペットボトル、廃食用油、電池類、蛍光管
埋立ごみ	がれき類、ライター

(3) 分別して収集する一般廃棄物の収集・排出方法

ア 燃やせるごみ

自治会ごとに決められた曜日の午前8時30分までにごみ集積所に持ち込むものとする。ごみ収集袋は市指定のごみ袋を使用するものとする。

イ 資源ごみ・埋立ごみ

資源ごみ、埋立ごみは、自治会ごとに決められた日の午前8時までにごみ集積所に持ち込み、備えてあるコンテナ等の専用容器へ分別して直接入れる。

なお、持ち込みできるごみは、自転車などの一部のものを除き、備えてあるコンテナ等の専用容器に入る大きさ以内を基本とする。

種 類	内 容
アルミ缶、スチール缶	中身を空にして、各種類のコンテナに入れる。
スプレー缶・ガス缶	中身を使い切り、ガス抜きをして、穴を開けてからコンテナに入れる。
びん	白・透明色、茶色、その他の色の3種類に分別する。
金物・小型電化製品	コンテナ等の専用容器へ入れる。
資源プラスチック	持参した袋などから取り出して、専用容器に入れる。
ペットボトル	ペットボトル識別表示マーク付のものとし、ふた・ラベルは取り外す。
革製品・その他プラスチック・スポンジ等	コンテナ等の専用容器へ入る大きさ以内のものとする。
電池類	コンテナ等の専用容器へ入れる。
蛍光管	コンテナ等の専用容器へ入れる。
がれき類	コンテナ等の専用容器へ入れる。
ライター	コンテナ等の専用容器へ入れる。
雑がみ	ひもで縛ったり、袋に入れて封をして出す。

5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) し尿

ア 収集対象

公共下水道処理、農業集落排水処理施設の接続世帯を除く市内全域とする。

イ 収集運搬を行う者

廃掃法第7条第1項の規定による許可をした次の一般廃棄物収集運搬業者とする。

(ア) 株式会社フクエイ 代表取締役 金村利光

(イ) 株式会社袋井清掃 代表取締役 鈴木睦子

なお、し尿に係る収集運搬業については、現行の体制で適正処理がなされ、また、処理人口及び処理量ともに減少しているため、新たな許可は行わない。

ウ 収集の区域

(ア) 株式会社フクエイ 浅羽地域並びに袋井地域の内県道袋井春野線西側の区域及び笠原地区

- (イ) 株式会社袋井清掃 袋井地域の内県道袋井春野線東側の区域及び笠原地区を除く東海道本線より南側の区域

エ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域割担当許可業者は、市民から申し込みを受けたときは、速やかに許可を受けた車両により公衆衛生を十分に配慮して収集し、袋井衛生センター（袋井市森町広域行政組合運営）へ搬入する。

オ 処理の方法及び処理主体

袋井衛生センターにおいて、高負荷酸化処理方式・膜分離高負荷脱窒素処理方式により処理する。

(2) 浄化槽汚泥及び浄化槽清掃

ア 収集対象

公共下水道処理、農業集落排水処理施設の接続世帯を除く市内全域とする。

イ 収集運搬及び清掃を行う者

廃掃法第7条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者であって、浄化槽法第35条第1項の規定による許可をした次の浄化槽清掃業者とする。

(ア) 株式会社フクエイ 代表取締役 金村利光

(イ) 株式会社袋井清掃 代表取締役 鈴木睦子

なお、浄化槽清掃業については、現行の体制で適正処理がなされているため、新たな許可は行わない。

ウ 収集運搬及び清掃の区域

(ア) 株式会社フクエイ 市内全域

(イ) 株式会社袋井清掃 袋井地域

エ 処理の方法及び処理主体

袋井衛生センターにおいて、高負荷酸化処理方式・膜分離高負荷脱窒素処理方式により処理する。

(3) ごみ

ア 一般廃棄物（事業活動に伴うものを除く）

(ア) 収集区域

市内全域とする。

(イ) 収集方法

① 燃やせるごみ

週2回 ステーション収集（自治会）

② 資源ごみ、埋立ごみ

月2回 ステーション収集（自治会）

週1回（日曜日） 拠点回収（中遠クリーンセンター）

毎日（祝日・年末年始等のぞく） 拠点回収（容器包装資源化センター）

毎日（パソコン・携帯電話） 窓口回収（市役所・支所）

(ウ) 収集運搬を行う者（委託業者）及び収集の区域

収集運搬を行う者が収集する区域及びごみの種類は、次のとおりとする。

業 者 名	収集区域	廃棄物の種類
有限会社西谷商店	袋井地域（北部東・北部西：笠原除）	燃やせるごみ
山美商店株式会社	南部（笠原・浅羽地域）	燃やせるごみ
株式会社袋井清掃	北部（袋井地域（笠原除））	資源ごみ・埋立ごみ
株式会社袋井清掃	北部（袋井地域（笠原除））	缶・瓶・廃食油
松尾美装株式会社	南部（笠原・浅羽地域）	資源ごみ、埋立ごみ
株式会社共同クリーン	南部（笠原・浅羽地域）	缶・瓶・廃食油
（公社）袋井・森地域シルバー人材センター	市全域	雑がみ

(エ) 収集運搬方法

収集車両により公衆衛生を十分に配慮して収集運搬する。

(オ) 処理の方法及び処理主体

① 燃やせるごみ

中遠クリーンセンター（袋井市岡崎地内・袋井市森町広域行政組合運営）に搬入し、焼却処分する。

② 資源ごみ

アルミ缶、スチール缶及びスプレー缶・ガス缶については、容器包装資源化センター（株式会社袋井清掃運営）に搬入し、その後、委託事業者を引き渡し、資源化に供する。

金物・小型電化製品については、中遠広域粗大ごみ処理施設（磐田市新貝地内・中遠広域事務組合運営）に搬入し、資源化に供する。

容リ法によるびん・資源プラスチックについては、容器包装資源化センター（株式会社袋井清掃運営）において減容・保管し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会指定のリサイクル事業者へ搬出し、資源化に供する。また、ペットボトルについては、水平リサイクルをするため、協定に基づき、豊田通商株式会社に搬出し、大塚製薬株式会社の飲料の容器とする。

電池類・蛍光灯等については、中遠広域粗大ごみ処理施設に搬入し、処理後、中遠広域粗大ごみ処理施設の指定する再資源化施設に搬出し、資源化に供する。

革製品・その他プラスチック・スポンジ等については、中遠クリーンセンターに搬入し、破碎処理後、焼却により熱回収を行う。

パソコン・携帯電話については、拠点回収（中遠クリーンセンター、容器包装資源化センター（株式会社袋井清掃運営））・窓口回収（市役所・支所）により受け入れた後、中遠広域粗大ごみ処理施設（中遠広域事務組合運営）に搬入後に、認定事業者へ引き渡し、資源化に供する。

雑がみについては、袋井資源組合株式会社にて減容・保管し、コアレックス信栄株式会社に搬出して、資源化に供する。

③ 埋立ごみ

がれき類については、中遠広域粗大ごみ処理施設に搬入し、破碎処理後、中遠広域一般廃棄物最終処分場（森町一宮地内・中遠広域事務組合運営）に搬入し、埋立処分する。なお、中遠広域一般廃棄物最終処分場の埋立期限は令和8年12月末までであるため、令和8年度中から中遠広域事務組合が委託する民間施設に搬入し、埋立処分する。

イ 事業活動に伴う一般廃棄物

(ア) 収集区域

市内全域とする。

(イ) 収集運搬を行う者

廃掃法第7条第1項の規定による許可をした次の一般廃棄物収集運搬業者とする。

	事業所名	住所
1	(株)袋井清掃	袋井市豊沢 1914
2	ヤマヒロ産業	袋井市春岡 526
3	山美商店(株)	袋井市国本 2550-2
4	(株)フクエイ	袋井市広岡 1452-5
5	アンドー物流(有)	袋井市葵町 2-6-1
6	(株)プラントフード・ニシムラ	袋井市大谷 1243-8
7	松尾美装(株)	袋井市方丈 6-5-17
8	(有)西谷商店	袋井市田町 2-2-14
9	(有)小久江清掃	袋井市東同笠 934
10	(株)共同クリーン	袋井市久能 2330-1
11	(有)大橋商事	磐田市池田 703-1
12	(有)久野商店	浜松市南区胤野町 219
13	(有)深田商店	磐田市下野部 1138-2
14	(株)ミダックライナー	浜松市東区有玉南町 2163
15	西遠実業(有)	磐田市福田中島 1585-1
16	(株)山本エコロジーサービス	浜松市中区神田町 758
17	(株)三共	浜松市南区田尻町 203-1
18	(株)リサイクルクリーン	浜松市天竜区二俣町二俣 41

19	(株)コーシンサービス	磐田市笠梅 1220-18
20	(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2
21	(有)遠州リース販売	浜松市中区助信町 29-6
22	(有)クリーンオオシバ	磐田市下本郷 231-32
23	エルエス工業(株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503
24	(株)岩田商店	浜松市中区神田町 1488
25	富士勝飼料(株)	浜松市北区三方原町 2142-5

なお、袋井市一般廃棄物処理基本計画では、一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬できるごみは事業系を基本としており、収集運搬業については、現行の体制による収集運搬で適正処理がなされているため、ごみの排出量が著しく増加し本実施計画の実施に支障をきたす恐れがある場合を除き、新たな許可は行わない。

ただし、廃棄物の広域的な処理・リサイクルを促進する観点から必要と認めた場合はこの限りではない（この場合も、袋井市内の事業者に限る。）。

(ウ) 収集運搬方法

許可を受けた車両により、公衆衛生を十分に配慮して収集運搬する。

(エ) 処理の方法及び処理主体

燃やせるごみは、中遠クリーンセンターに搬入し、焼却処分する。

ただし、廃棄物の種類によっては、中遠クリーンセンター以外の許可証に明記した処理施設で適正に処分する。

ウ 再生利用指定事業

廃棄物の資源化事業を推進するため、適正処理され、かつ処理物が再生利用されることが確実である場合、再生事業者を廃掃法施行規則第2条第2号及び第2条の3第2号の規定に基づき指定する。

(ア) 再生輸送を行う者

廃掃法施行規則第2条第2号の規定による指定をした次の再生利用個別指定業者とする。

事業者名	役職名	氏名
有限会社ひがしぐるま	代表取締役	松浦 隼人
株式会社ハヶ代造園	代表取締役	ハヶ代 幸一

(イ) 再生利用を行う者

廃掃法施行規則第2条の3第2号の規定による指定をした次の再生利用個別指定業者とする。

事業者名	役職名	氏名
有限会社ひがしぐるま	代表取締役	松浦 隼人
株式会社ハヶ代造園	代表取締役	ハヶ代 幸一
デンマーク牧場福祉会	理事長	櫻井 隆

事業者名	取り扱う一般廃棄物の種類
有限会社ひがしぐるま	動植物性残渣、塵芥類
株式会社ハケ代造園	生木、草、茶の木、竹、根
デンマーク牧場福祉会	厨芥類、生分解の紙コップ等

なお、再生利用個別指定業については、廃棄物の再生利用を促進する観点から必要と認められた場合を除き、新たな許可は行わない。

エ 自己処理を行う一般廃棄物

土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。以下同じ。）は、土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することのできるものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条に規定する基準に従って自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、市長の指示する方法に従って適正に分別、保管、排出等を行わなければならない。

オ 多量又は自己の都合による一般廃棄物の処理

一時に多量又は自己の都合により一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者は、市長に届け出てその処理方法について指示を受けなければならないものとし、市長は廃棄物の特性に応じ、6 (2) で定める施設への持ち込み等につき指示する。

なお、自己の都合による搬入が困難な場合は、廃掃法第 7 条第 1 項の規定による許可をした次の一般廃棄物収集運搬（粗大ごみ等戸別収集運搬）業者が、有料による戸別収集を行う。

(ア) 収集区域

市内全域とする。

(イ) 収集運搬を行う者

	事業所名	氏 名
1	(有)西谷商店	袋井市田町 2-2-14
2	アンドー物流(有)	袋井市葵町 2-6-1
3	(株)袋井清掃	袋井市豊沢 1914
4	ヤマヒロ産業	袋井市春岡 526
5	山美商店(株)	袋井市国本 2550-2
6	(株)共同クリーン	袋井市久能 2330-1
7	(株)フクエイ	袋井市広岡 1452-5
8	松尾美装(株)	袋井市方丈 6-5-17
9	(株)リサイクルクリーン	浜松市天竜区二俣町二俣 41
10	(有)小久江清掃	袋井市東同笠 934

なお、収集運搬業については、現行の体制による収集運搬で適正処理がなさ

れているため、ごみの排出量が著しく増加し本実施計画の実施に支障をきたす恐れがある場合を除き、新たな許可は行わない。

ただし、廃棄物の広域的な処理・リサイクルを促進する観点から必要と認めた場合はこの限りではない。（この場合も、一般廃棄物収集運搬許可業者である袋井市内の事業者に限る。）

カ 犬、猫等の動物の死体の処理及び処分

(ア) 犬、猫等の死体は、その飼い主又は占有者において自ら処理しなければならない。ただし、自ら処理することが困難であるときは、市の指定する場所に自ら運搬しなければならない。

(イ) 犬、猫等で袋井市が取り扱うこととなる死体処分は、民間処分施設（磐田市笠梅地内・有限会社サンコー【磐田どうぶつの郷】）へ委託し、回収・焼却処分を行う。

キ 道水路側溝の汚泥等の処理

自治会の環境美化運動などの際に排出される道水路側溝の汚泥等は、市の委託業者により収集運搬し、一般廃棄物最終処分場（森町一宮地内・中遠広域事務組合運営）に搬入し、埋立処分する。

ク 在宅医療廃棄物の処理

(ア) 注射針等の鋭利なものは、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。

(イ) 非鋭利であって血液が多量に付着していない等、通常感染性を有さないと考えられる廃棄物については、患者・家族が医療機関に持ち込むか、市が指定するごみ処理施設へ持ち込む、または、家庭ごみの収集時に排出する。

ケ 古紙・古布・革製品等の処理

リサイクル可能な古紙（新聞紙、チラシ、段ボール、雑誌、雑がみ、牛乳パック、防水加工紙）、古布、革製品等については、資源集団回収の利用、自治会回収の利用、市役所等の公共施設へ設置した回収コンテナ・ボックスや民間リサイクル事業者への持ち込みなどにより、資源化に供する。

コ 不法投棄ごみの処理

不法投棄ごみについては、市又は市の委託業者が必要に応じて収集運搬し、適正に分別及び処理（処理施設への搬入）を行う。

また、市民のボランティアにより集められた不法投棄ごみの適正処理を行う。

サ 処理困難物等の処理

市で処分を行わないごみは、『特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）』の対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）や『使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）』で定める自動車及びその部品があり、その他の適正処理困難物としては、オートバイ、タイヤ、バッテリー、消火器、薬品・農薬及び劇物、塗料などがある。

これらの処理対象外のごみについては、排出者自らが法令に定める方法により処理するか、取得ルート（業界回収ルート）経由で処理する。

また、家庭用パソコン・携帯電話については、『使用済小型電子機器等の再資

源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）』に基づき、拠点回収・窓口回収・自己搬入により受け入れて処理する方法、『資源の有効な利用の促進に関する法律（パソコンリサイクル法）』に基づき、メーカー・販売店に回収依頼する方法を告知することにより対応していく。

6 一般廃棄物の処理施設に関する事項

（１）し尿及び浄化槽汚泥処理施設

名 称	袋井衛生センター（袋井市森町広域行政組合運営）
所 在 地	袋井市愛野 2 9 6 1 番地
施 設 能 力	し尿：6 3 k1／日、浄化槽汚泥：8 7 k1／日
処 理 方 法	高負荷酸化処理方式・膜分離高負荷脱窒素処理方式

（２）ごみ処理施設等

ア 燃やせるごみ処理施設

名 称	中遠クリーンセンター（袋井市森町広域行政組合運営）
所 在 地	袋井市岡崎 6 6 3 5 番地の 1 9 2
施 設 能 力	1 3 2 t／2 4 h（6 6 t／2 4 h×2 炉）
処 理 方 法	シャフト式直接熔融炉コークスベッド方式

イ 不燃物処理施設

名 称	中遠広域粗大ごみ処理施設（中遠広域事務組合運営）
所 在 地	磐田市新貝 5 9 番地の 1
施 設 能 力	4 5 t／5 h
処 理 方 法	せん断式破碎

ウ 不燃物処分場

名 称	中遠広域一般廃棄物最終処分場（中遠広域事務組合運営）
所 在 地	森町一宮地内
施 設 能 力	埋立容量：1 9 9, 8 0 6 m ³
処 理 方 法	準好気性埋立（セル・サンドイッチ方式）

※埋立期限は令和 8 年 12 月末までであるため、令和 8 年度中から民間への委託を開始する。

エ 減容保管等施設

名 称	容器包装資源化センター（株式会社袋井清掃運営）
所 在 地	袋井市豊沢 1 9 0 5 番地の 1
施 設 内 容	プラスチック製容器包装及びペットボトルの減容・保管

オ 再資源

再資源化物	名 称	所 在 地
ペットボトル	豊田通商（株）	東京都港区港南二丁目 3 番 13 号
缶（アルミ缶、スチール缶、スプレー缶・ガス缶）	山美商店（株）	袋井市 袋井市国本 2 5 5 0－2
古紙・古布等	袋井資源組合(株)	袋井市広岡 2564-1

7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

- (1) 中遠クリーンセンターでは、ごみを焼却するだけでなく、溶解まで行うことでスラグ、メタルを取り出し、資源化を行う。